

## 1. 会議名称

杉並の教育を考える懇談会（第4回）

## 2. 日時

平成12年7月4日（火） 午後6時30分～8時30分

## 3. 場所

区役所中棟5階 区議会第3・4委員会室

## 4. 出席者

委員

生重、大束、小林、薩日内、高瀬、長谷川、林、平林、松丸、森田

石川委員は都合により欠席

幹事

松本教育委員会事務局次長、佐藤庶務課長、和田学務課長、工藤指導室長、荒井社会教育  
スポーツ課長

事務局

辻教育委員会事務局参事（特命事項担当）、田中副参事（特命事項担当）、飯田庶務課庶  
務係主査

## 5. 会議次第

（1）開会

（2）前回会議録の確認

（3）本日の懇談テーマ

学校で子どもたちが「生きるよろこびいっぱい」になるには

（4）今後の日程について

（5）閉会

## 6. 会議録

会長 それでは、第4回の「杉並の教育を考える懇談会」を始めたいと思います。

この間、杉並の小学校を2つほど見させていただきましたが、子どもたちの元気な姿に大変印象づけられました。現場でご苦労なさっている成果が表れているところだと思  
います。

これは、私はとんでもない所で聞いたのですが、教育というものをもう少し脳科学の  
立場から見よう、という国際的な動きが、非常に強くなっているそうです。ユネスコも、  
最近「ブレイン・サイエンス」というものを中心に、教育というものを考え直そうと

しています。この場合は、育児だとか保育だとか、学校教育の教育とかを全部含めているようです。また、クリントン大統領も、アメリカでそういう研究を展開しようという考え方です。

これは私の持論で、私はそういうふうにするべきではないかと言って、例えば「子どもたちが学校でよろこびいっぱいになる。学ぶよろこびいっぱいになる。遊ぶよろこびいっぱいになる」というふうに作ったわけで、これはまさに「ブレーン・サイエンス」の考え方で、子どもたちの脳の中がどういうふうに動いているか、ということを考えていく考え方です。したがって、こういう考え方で、今後とも進めていけばいいのではないかと思います。NHKの方が私の所にお出でになりまして、そういうプログラムを組んで少しやってみたいので、いろいろ勉強させてほしいというようなことをおっしゃっていました。従来の教育学とか、あるいは心理学だけでは済まされないような問題が、今たくさん出ているのではないか。そのことを皆が考え始めた。というのが妥当なところではないかと思えます。

では、最初に前回の会議録の確認について、事務局からお願いします。

**副参事** 今、各委員のお手元に第3回の会議録が置いてあります。これについて、来週の前半、14日ぐらいまでに該当する箇所のご確認をいただきまして、その内容を事務局のほうにお知らせいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

**会長** それでは前回の「子どもたちが学校で学ぶよろこびいっぱい、生きるよろこびいっぱい」になるためには、学校の授業というものをもう少し人間的な、という言葉が正しいかどうかは別問題として、そういうふうにしていってはどうかということですが、今回は学校制度を人間的なものにするという意味で、学校の開放化、指定校・通学区域の弾力化、学校評議員制度の導入などを中心に、意見を交換したいと思えます。

教育委員会から、今日の話題に関連した資料が配付されているようですので、まず簡単にご説明をお願いします。

**副参事** それでは、事務局のほうからお手元の資料に沿ってご説明します。

まず、懇談会資料1、表題が「指定校・通学区域の弾力化について」ということで、レジュメのほうと合わせてあります。

まず、指定校・通学区域制度の基本的な捉え方ですが、各区市町村に、小中学校が2

つ以上ある場合においては、「教育委員会は就学予定者の通学すべき学校を指定すること」となっています。これは法令で決まっています。その通学区域というものは、教育委員会がこの指定を行うために、地理的な条件であるとか、歴史的な経緯など、地域の実情を踏まえて設けているものです。杉並区の場合は規則があり、それにより指定通学区域というものを定めています。このことにより、いわゆる子どもたち、児童・生徒は、その住所地を基に、教育委員会が学校を指定してしまして、その学校に通うことになっています。なお、通学区域を設けるか否かは、教育委員会の判断に任されている状況になっています。

2番目の は通学区域の弾力化ということです。小中学校の児童・生徒の指定校・通学区域制度についてはいま申し上げたとおりですが、地理的理由、あるいは身体的理由、あるいはいじめへの対応を理由とする場合など、こういった理由の場合には、教育委員会が相当と認める場合については、保護者の申立てにより、「就学する学校を変更することができる」ということになっています。指定校の変更については、平成9年1月、文部省から、各区市町村教育委員会における通学区域制度の弾力的な運用が行われるようにとの通知がありました。これに基づいて、いま全国的に、弾力的な取組みが図られているところです。杉並区では、その認定承諾基準を設け、転居であるとか、心身の障害又は長期の通院加療、あるいは保護者の共働き云々等といった家庭事情などを踏まえて、特別な事情がある場合には、指定校の変更を行ってきています。このような取組みは、23区にほぼ共通するものなのですが、品川区では、さらに通学区域のブロック化という形の取組みも併せて行っている状況です。

次の は、品川区のブロック化等についてということですが、まず品川区の制度を簡単に紹介しますと、平成12年度から、小学校の新1年生を対象に、地域の歴史や実情を考慮した範囲の中で、就学すべき小学校の選択を可能とするものとして実施しています。小学校全40校を4つのブロックに分けて、今年度から実施しているところです。この制度は、あくまでも現行の通学区域と指定校変更の制度は維持をしつつ、保護者の意向を「希望登録書」ということで、書面をもって確認をし、その登録を実施しており、その登録に基づいて、教育委員会が就学すべき小学校の指定を行っているというものです。品川区では、13年度から、中学校の新1年生にも適用する予定となっております。また、東京の市部の日野市でも、平成13年度から、小中学校同時に、同様の制度の導入を予定しているという報道があります。

4つ目の は、杉並区の指定校変更の承認件数を表にしてあります。これは、あくま

でも新1年生ということで、小中学校別に平成8年度以降の数値を出しております。上の段が人数で、例えば平成8年度は小学校では74人おり、これは全体の中で2.5%ぐらいの割合であるということです。それが平成9年、10年、11年、12年と、数値的には伸びてきているということが、この表からお分かりかと思えます。中学校についても、同様の傾向があります。

次は資料2「学校評議員制度について」です。

1つ目の、学校評議員制度とはどんなものかということですが、これは学校が地域や家庭と連携あるいは協力をしながら、一体となって子どもたちの健やかな成長を担うということと共に、地域に開かれた特色ある学校づくりを一層推進する観点で、校長先生が行う学校運営などに関して、第三者から意見、あるいは評価を求めるために置かれるものです。概念図を書いておきましたので、これを参考に、ご議論いただきたいと思えます。

2つ目の、設置の根拠ですが、平成12年1月に学校教育法施行規則が改正され、主に3つのポイントがあります。「学校には設置者の定めるところにより学校評議員を置くことができる」というのが1つ。2つ目は、「学校評議員は校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる」というものです。3つ目は、学校評議員は、その学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長先生の推薦で教育委員会が委嘱をするような形になっているという制度です。

資料3は「杉並の教育を考える子ども集会、小学校、中学校」となっていますが、すでに各委員にはファックス等でご通知したのですが、小学校について5つ、中学校については生徒会活動がありますので、「生徒会サミット」という形で、7月13日に行います。表に記したとおり、小学校を5カ所、中学校については、集合していただいて、子どもたちの学校の生活の様子を聞いたり、あるいは子どもたちが今、学校生活についてどう感じているかとかいったことを、事務局で意見を吸い上げようと。これは設置方針に掲げていたものですが、小学校、中学校の協力が得られましたので、このような形で実施、あるいは実施をする予定です。それについて、備考欄に書いてありますが、各委員の方が参加できればということで、先日ご案内を出したところです。

なお、いちばん下のコピーは、『東京新聞』の6月29日の朝刊の記事で、杉並第五小学校の記事を参考までに付けてあります。事務局からは以上です。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに入りたいと思いますが、事務局のほうにご質問はありませんか。「通学区域の弾力化」の指定校の変更というのは、杉並区ではいつから申請すればできるようになったのですか。私は、家が武蔵野市に引っ越したのですが、桃井第四小学校に続けて行った経験があるのです。少なくとも昭和10年代の初めにはそういうことができたわけで、私の弟も妹もそうしたと思うのですが、ここに書いてある指定校の変更というのは、いつごろからできるようになったのですか。

**学務課長** 学校教育法の施行令第8条というのがあり、相当の理由がある場合は指定校変更ができるということで動いてきていますので、少なくとも昭和20年代の教育基本法以降の法整備の中では、こういった法律制度の中で、そういった仕組みが動いてきたと思います。その運営の仕方について、平成9年の段階で、文部省のほうから「弾力化」という通知が出てきたという認識です。それ以前については、認識がなくて申しわけありません。

**会長** 私立学校に入るためには、どういう手続をするのですか。あれこそ大きな指定校の変更ではないですか。そういうのはどうなっているのでしょうか。

**学務課長** 私立学校に入るのは、特に子どもで規制をするわけではありません。その学校の試験を受けて入っていただく。子どもの方には、学齡児の管理がありますので、そういった所に行きました、という届出を受けて、実態を掌握するという形です。

**会長** 私立学校には、子どもたちの何パーセントぐらいですか。

**学務課長** 平成11年度の数字ですが、小学校の場合で学齡児に対して、国立、私立の入学者（大半は私立ですが）まとめて10.2%、中学校は32%という数字になっています。

**会長** 私の経験から言いますと、戦前でもそういうことができたわけですし、教育審議会にいました時も、学校区域制度は古い制度だから、はずすかという話を相当ディスカッションしたのですが、時期尚早ということで、はずさなかったということを私自身も経験しました。今度、品川区から始まったわけですが、このことについて先生方、ご意見

はありませんか。

委員にお伺いしたいのですが、日曜日に運動会をやる学校とやらない学校がある。もし委員でしたら、息子さんを学区外の、日曜日にやる所に行かせますか。

委員 行かせます。私は、子どもが5人いますが、全部公立の学校に入れていますが。それはなぜかという、公立と私立の学校では、大きな違いがあるはずなのです。しかし、今は受験という大事の中で、私立と公立がほとんど同じになっているから問題が出てきているのですが、本来、義務教育とは何かということ、社会の後継者を育成することが目的であるはずなのです。受験用にあるわけではない。私立の場合は、それを超して、個人の能力を高めるための学校だと思ふのです。しかし、今の公立は、公の教育が少なくなって、個人の能力を高めるための学校になっていますから、私立と全く同じ形になっていると思ふのです。

ですから、我々がここで話し合うのは、学校という一括ではなくて、公立の学校の大本質は何なのかを話し合わないといけないのではないかと思います。今、日本の公教育でいちばん欠けているのは、公立の小中学校の役目というのが分からなくなっているのだと思います。

会長 どなたか、ご意見ありませんでしょうか。

委員 今日いただいた「指定校・通学区域の弾力化について」という資料ですが、指定校の変更というのが、近年、特に審査基準がかなり緩やかになってきているという話も聞いています。私の長男が今、中学2年生ですが、彼が小学校に入る時に、同じ幼稚園にいた方が、お友達が多いという理由で、指定校以外の所を選ぼうとしましたら、教育委員会がかなり厳しく、嫌味は言われたけれど、大丈夫だったという話が、その時ありました。

最近では、非常にそれが緩やかになったという話も伺います。お友達が多いからという理由で、すんなり認められるという話も聞きます。それはケース・バイ・ケースなのかもしれませんが、かなり指定校の変更が緩やかになった段階で、この指定校・通学区域の意義というのは、どの辺にあるのか、また、その目的というのは、教育委員会のほうは何かはっきりしたものをお持ちなのかどうか伺いたいのですが。

学務課長 通学区域の意義ということになりますと、通学区域の設定によって、一定の規模の学校を確保するという中で、教育の平準化といいますが、一定の水準が確保できるというのが、いちばん大きな意義だろうと思います。

会長 平準化というのは、学力を均一化するという意味ですか。

学務課長 学力だけと言っていいかどうか分かりませんが、いずれにしても学校の教育内容の均等化、平準化といいますが、教育水準といいますが、そういったものがあるということになるかと思えます。

弾力化のほうについては、平成9年度の文部省の通知以降、例えば逃げ場がないというような形で、いろいろな状況が起きているということも踏まえて、精神面も含めて、かなりの弾力化を図ってきたことは事実で、今ご指摘のようなケースの場合で、友達と同じ学校へ入らないと、学校でうまくやっていけないというようなケースが出てくるとしたら、そういったことを認めざるを得ない、という状況にはなっています。

委員 私は、もう4回参加しているわけですが、この会議の目的がはっきり分からないのです。私がこの委員に選ばれて、参加してきているいちばんの目的は、日本の子どもというか、杉並区の子どものか、元気で明るく、はつらつとした地域社会の子どもをつくるためにどうしたらいいか、ということをお話し合うために来たと思っていたのです。

ところが、この会議の進め方は、学校教育の内容と制度で、子どもはその次になってしまっている。この会議の意味が私は分からないのです。

大前提は、子どもを元気に明るく、どう育てていくかということ。しかも杉並区の子どものということ、杉並と同時に日本であり東京であるわけですが、社会の後継者、元気で明るい子どもたちをどう育成していくか。それが大目的であって、学校の教育制度や内容、方法は二の次にあるのではないのでしょうか。そこが私は、この会議の中でよく分からないのです。そういった子どもたちをつくっていくために、どう学校があればいいか。

会長 そのためには制度をどうしたらいいか、という話をしているのです。

委員 しかし、この4回はそうじゃないですよ。ずっと4回、話をしてきたことは、目的は学校の教育の制度と内容と方法ですね。

会長 いろいろとやっていくわけですが、とりあえずは制度の問題を考えましょう、というのが今日の目的です。

委員 私は4回、ずっと来ているのですが、そこがどうしても私は納得がいかないのです。制度や学校よりも、我々にとっては子どもが大事なはずで、子どもが大事だから学校教育があり、制度があり内容があって、方法があるわけでしょう。

会長 子どもをちゃんとするために、制度をどうしたらいいかというのが、今日のテーマなわけです。

委員 私には、今、我々が話し合っている本当の内容というか、目的がよく分からない。会長が作られたという話し合う内容、前は「学校授業の人間化」。今回は「学校制度の人間化」。次が「学校施設の人間化」。これは一体どういうことなのか。これで、子どもを中心にやられているという内容になりますか。

会長 私はそう思いますけれど。

委員 私には、そうは思えないです。この内容は、何のための話し合いなのか分からない。私は杉並の区民ですから、まず杉並区に住んでもらうようにするために、子どもたちがどう杉並区に土着化するか。それはどこへ行ってもいいのですが、やはり杉並をふるさとにしてほしいわけです。そのためには、学校も必要ですが人も必要、親も家族も、家庭も必要、地域社会も必要なのです。そういう必要なことをどうすればいいか話し合えばいいと思うのですが、大前提は子どもたちにどうなってほしいかではないかと思うのです。学校の教育とか制度、内容というのは、その次のことではないでしょうか。それは手段でしょう。目的は、子どもをどう育成するかじゃないでしょうか。

会長 ですから、そういうふうにするためには今、制度をどうしたらいいだろうか、ということを考えましょうというのが私の提案なわけです。

委員 だけど、そういう方向には進んでいないですよ。

委員 先ほどの私の質問と、ちょっと意図したところが違ったかな、という気がしたのですが。結局「学校で子どもたちが生きるよろこびいっぱいになるのは」というテーマに対して、この「指定校・通学区域の弾力化」というのが、どういうふうに効果があるのか。作用するのか。このテーマのための弾力化の目的というところを伺いたかったのですが、よろしいでしょうか。

会長 私は、例えば子どもが、知っているお友達のたくさんいる学校に行きたいと言ったら行けるようにするのが、その学校の区域の人間化ではないかと思うのです。逆に言うと、ここにいる少なくとも5%、あるいは7~8%の子どもたちは、そういうことを求めて移ったのではないかというふうに、私は理解するわけです。

委員 そういうことでしたら、非常に今、制度自体が働いているような気がしますので、今の指定校変更承認という制度自体で十分ではないかということでしょうか。

会長 そういう考え方も1つありますね。

委員 それ以上の目的というのがあるのだったら、私は知りたかったのですけれども。

会長 例えば、品川区はなぜそれではやったのでしょうか。

委員 その辺を知りたいわけです。

会長 つまり、「区域制度は維持します」というのと、「区域はブロックに分けて、好きな所に行っても結構ですよ」というのとで、どれだけ親御さんが受ける印象が違ってくるかという問題でしょうね。実際問題としては、私だって昭和10年代の小学校の時に、そういうことができたわけですから、昔からそういうことはあったのだと。しかし、臨教審でディスカッションした時は、それは「ノー」だった。だけど、やっとそういうことをしても良いような、自由な雰囲気が出てきたということでしょう、今の時代は。

**委員** 私の記憶の中で、越境入学という言葉が実はあるのです。私は三鷹に住んでいたというお話を前にいたしました。三鷹からわざわざ杉並区の小学校、中学校に通う方がいました。それは、当時、都立西高というのが、とてもいろいろな意味で素晴らしいという評判でしたから、やはり西高に入れるために、杉並区の小学校とか中学校に、わざわざ三鷹から越境入学をする者が、かなりいたような気がします。東京都の中でも、ある特定の都立高への入学を目指して、越境入学をする小中学生がいた時代がありました。

実は、私の主人もその1人だったのです。ところが、彼の弟の時代にそれが駄目になったのです。越境入学はまかりならんと。越境入学というのは、わざわざ住民票を移動して全く遠い小学校へ行っていただけです。ところが、彼の4歳下の弟から駄目になった、その理由が地元の子もたちが入れない、という理由だったそうです。つまり、越境入学があまり多くなり、地元の子もたちがその学校へ通えないということが起こり、これはいけないのではないかとということで、その当時から越境入学を認めなくなった。やはり、その地域の子もたちが、近くの地域の学校へ行って、放課後も地域の子もたちと遊ぶということが、とても大事だと考えられたのかと、私は勝手に考えましたが。

小学校と中学校では、意見が違ってもかもしれませんが、小学生の親としましては、安全に通える近くの学校へ通わせて、そこで期待しているところの基礎的な学力をつけていただいて、また人間関係も楽しく通わせていただいて、放課後になれば近くの子もたちで集まって遊ぶ、ということイメージしているのです。

この通学区域の弾力化ということに関して、今以上の制度をいじる必要があるのかどうか、私はちょっと不思議に思ったのです。なぜここの資料に出てきたのか。それは、中学校の親にしてみれば違ったものがあるのかどうか。それとも、もっともっと深い意図が、教育委員会のほうにはおありになるのだろうか、という辺りを伺いたいと思います。

**学務課長** 教育委員会ということではなくて、品川区の例とか、今会長が言われました、これまでの国の臨教審の考え方等、記憶でお話をします。若干違うかもしれませんが、申し上げてみたいと思います。

学校選択の話ですが、今の指定校変更制度というのは、通学区域を前提とした中で、一定の特別の理由がある場合に、はじめて認められる制度であるわけです。学校側で言えば教育の画一性、硬直性、閉鎖性といった問題があった。子ども側から言えば、そう

いった機械的な学校選択ということの中で、保護者が考えると、そういうことがありませんので、そういう中で子どもの自主的精神だとか、個性の伸長を妨げていたのではないか。こういったことが、学校選択を保護者のほうに与えることによって、打破できるのではないか、そのような議論があったというふうに聞いています。

品川区の例で言いますと、品川区がずっと掲げているのは、これをやることによって学校が活性化し、魅力ある学校づくりが出来るのだということ、従来の指定校制度のいわゆる特別な理由がある場合、例えば子どもが言っているように、いろいろな精神的な問題とか、転居とか、そういったこととは違って、誰にでもそういった理由ではなくて、自分がその学校の内容を見て、自分で決めていくといった選択権を付与することが、教育にどういう効果を与えられるかという形で議論が進んできて、品川区とか日野等は、そういった点を認めて、そのような取組みがなされてきたと聞いています。

**委員** 今課長のお話の中で、これまでの通学区域制度というのは、どちらかというところの教育委員会が主体的に、その住民がどこに住んでいるのかということを中心にして通学区域を決めて、学校の適正な規模とか、あるいは教育水準を保っていくという配慮の下で、学区域制度が決められている。そういう説明をなさしまして、最後の方に、今の世の中、もう少し通学区域を、学ぶ者の立場に立って、許されるならば自分の行きたい学校、あるいは受けたい教育活動を行っている学校を選べるという、選択権を少し拡大していく、弾力化していく。そういう方向が、世の中にあるのではないだろうか、というようなお話を伺いました。

確かに、そのとおりだと思うのですが、そうしますと、杉並区で行っている認定承諾基準、特別な事情のある場合は、指定校の変更を行っているという、特別な事情の中に今度新しく、ここに記載されていませんが、いわゆる学ぶ立場の者が、あの学校は私の子どもの将来にふさわしい教育活動を行っている、その学校に入れたい、という申し出があった場合に、それは特別な理由として許される方向を考えているのか、あるいは、いや、それは従来どおりですよという特別の理由の中で、やはり学区域制度を守っていただきますというような形になるのか。その辺のところ、これからの認定承諾基準のお考えがもしありましたらお聞かせいただくと、ありがたいのです。

**次長** まさに、そこら辺を皆さん方に議論をしていただきたい。教育委員会として、品川区等のやっていることは情報としては収集しておりますが、区としてどうしていくかと

いうことはまだ決めていません。そういう意味では、今日委員の方々のいろいろなご意見をいただく中で、これからそういったことを考えていかなければいけない。おっしゃるような制度もありますし、品川区のような制度もあります。その辺の決定はまだしていませんので、是非ご議論をいただきたいと思います。

**委員** 先ほどいただいた資料の中で、指定校変更の承認件数が、杉並区の場合には、小学校も中学校も漸増傾向にあるというか、少しずつ増えている傾向にあるわけです。この理由の中には、自分が学びたい学校へ行きたいという希望というものが、増えているのでしょうか。もしそういう傾向があるならば、杉並区の方角としても、学ぶ人の立場に立って、考えてあげるような制度を進めていくことがある意味では大事な意味を持つのではないかと考えますが、その辺はどうでしょうか。

**学務課長** この数字の見方ですが、あくまでこの基準に該当する方という形でやっていますので、現段階では、その学校で学びたいという形での件数ということでは、把握していません。数字的なこととお話をしますが、例えば平成10年度の4.2%、4.3%という数字ですが、都のほうから聞いた数字では、23区は、小学校が10年度で7.5%、中学校が8.1%。私どもの分析でも、例えば11年度の原因で見ますと、いちばん多いのが、小学校5年生、中学校2年生段階での、転居によるものが多いということになっていますので、今、委員のご指摘のような状況ではないのかと思います。

**委員** 現場の様子をしてみますと、いま課長が言われたように、その学校を選んで来る。例えば地方から東京に来て、杉並に来て、どこを選ぶか、どこに家を買おうか、どこに住もうかといった場合に、多少そういった要素は含まれる部分があるのかもしれません。しかし、基本的には住所のある所の学校に行っているというのが、現状だと思います。

また、委員が言われたように、母親、父親がすべてそういう考えであれば、学校って、そんないい所だと思います。ところが、親のエゴだとか、親の見栄であるとか、子どもの将来を考えるあまり、そういう越境入学だとか、住所を移してだとか、そういうことが出てくるので、基本的には地域の方が、一番近い所で安全だと思う学校へ行くのが、一番いいのです。それがベストです。それが出来ないのはなぜかということ、子どもの判断ではないでしょう。大人の判断だと私は思っているのです。あの学校へ行ったらいい高校に行ける、いい大学へ行ける、いい所へ就職できる。みんな大人が判断しているの

ではないですか。それを誰がどこで止めるのかということになれば、やはり現場の先生であり、親である。特に親の影響というのが大変強いのではないかと考えています。ですから弾力化も確かに制度はこれからどうなっていくか分かりませんが、そういう親の一人ひとりが、もうこの学校でいいのだ、十分だという考えになれば、こういうものは出てこないのではないかと思うのです。

**委員** 小学校の状況ですが、45校すべての状況が分かるわけではありません。ただ、現在の学区域のラインというか、学区域境は、いろいろな学校が作られてきた結果、いろいろな地形になったり、川によって隔たれたり、鉄道によって南北に分かれたり、道路とか交通状況等、いろいろな状況が確かにあって、今日の学区域になったと思うのです。現実にはA君の家は、指定校の学校ともうちょっと近くの学校にある。そういうご家庭が何カ所もあるのではないかと。

ですから、端的に距離的に言っても、指定校がもう決められてしまうわけです。それがもう少し近い所に行ったほうがいいのではないかと、こちらが安全だということも生まれてきているのですが、現在の学区域の、指定校という面では、まだまだかなり厳しい面がある。また、こういう弾力化があるということを知らない親も、かなりいるのではないかと考えますと、学校側の立場から言いますと、もっともっと、この弾力化はして欲しい。保護者の立場では、どういうふうに言われるか分かりませんが、まずその辺の欠陥が、この指定校のところにあるのではないかと、1つ提起させていただきま

**会長** 私の勤めていた大学には、それこそ越境入学が山ほどいました。ひどいのは、四国から東京の日比谷高校へ入ってくる。そのために駒町中学校に入ってくるというようなことをやっているのが、うじゃうじゃいた学校なのですが、私はそういう発想を持たなかったから、なるほどと思っていたのですが、それは大体先生のお子さんが多いです。それはそれとして、それは親御さんのセンスの問題だから、親にだって、やはり自分の子どもを立派な大学へ入れたいとか、そういうのがあっても、それを無碍に否定するわけにはいかないと思うのです。

いま国立大学がエージェント化しようという話があるのです。そういう時代に、従来の古い制度をそのまま引きずっておいて、21世紀に対応できるかという問題があるように思うのです。むしろ、親御さんが自分でこの学校に入れたいと思ったら、それも行

けるようにしたほうがいいのではないかというのが、私の本質的な考えです。政治にしる、経済にしる、みんな変わっているではないですか。

それこそ、私が桃井第4小学校に通っていたころと同じような制度をそのまま持っている。これを見ていると、あと1年経てば10%になるような時代なのに、昔の制度をそのまま看板に掲げていていいのだろうかというのが、私の素朴な疑問です。いま委員がおっしゃったように、もう少しおおらかにやれるような、行きたい学校があれば、そこに行ってもいいですよ。その代わりに、親御さんの責任でやりなさいということです。途中でダンプに引っかけられるかもしれないけれども、それも気を付けなさいという話になります。

**委員** 分からないところがあるのですが、通学区域の弾力化ということを議論する場合、今までですと、「例外的に地理的理由とか、身体的理由とか、いじめへの対応等のそれなりの理由があって、教育委員会が相当と認める時は、保護者の申立てにより就学をする学校の変更が出来ます」となっています。これを弾力化するということは、これ以上のいろいろな条件を緩和するわけです。もちろん、保護者の申請ですから、保護者が弾力化してほしいという、これ以外の狙いというか、その辺が私にはまだ浮き彫りになっていないのです。要するに、先ほど友達がたくさんいるからとかいう具体的な話が出てきましたが、ほかにどのようなことがあるから弾力化してくれというのを、少しもっと出してもらわないと分からないのです。

私の所は私立ですから、私学の場合には建学の精神もありますし、教育課程などもこの学校独特なものがありまして、やはりそれぞれ工夫して、うちの学校としてはこういう教育をやっていますよということを、はっきり打ち出して、「入学してくれる方は、どうぞ入学してください。ただし、試験はありますよ」ということでやっているわけです。公立の場合には、教育課程にしても、いろいろな教育の計画にしても、ある程度教育委員会の縛りが加わっています。各学校における創意工夫というのも、当然学習指導要領で謳われていますから、この間皆さんから資料をいただいたように、各学校によってはそれなりの特色はあると思うのです。

私立に比べれば、公立の小中学校というのは、どちらかということ、教育委員会を中心とした縛りをかけながら、先ほど課長が言っていたような、ある程度教育水準を均一化しながらやっていく中で、通学区域を弾力化する。要するに、その学校の特色がそんなにはっきりとしていない中で、それを選ばせるという、一番の狙いはどこにあるのか。

これを我々は汲み取らないといけないと思うのです。そういう親御さんたちは、一体どういう学校だからこちらへ行きたいかというものがあるはずなのです。それが我々委員として分からないと、それがいいのか悪いのかという結論は出てこないと思うのです。これは、この委員が決めることではないのであって、それは皆さんがどういう考え方を持っているから、そのことを受けて、委員会としてはこういうことを提言したほうがいいのではないか、ということだと思うのです。

傍聴席にいる皆さんの間にも、賛否両論あると思うのです。場合によっては、もう少し通学区域をこういう理由によって弾力化してくださいと思っている人もいれば、いや、今のままで十分だと。この間も傍聴席の方が言われましたが、そんな通学区域を弾力化しなくても、それぞれの学校自身におかれている問題点をみんな解決していけば、別にこういう制度をとらなくてもいいのではないかと、いう考え方もあるのです。その両面があるわけですから、本当にこのところで議論する時には、保護者の方がどういうお考えを持っているのかということ、我々が正しく把握してからやるべきではないか。

我々の観念の中だけで、我々の経験だけでもってそのことを論議すると、方向的には間違える場合だってあるのではないかと。やはりもう少し皆さんの意見を、例えばアンケートをとるとか、公聴会をやるとか、何らかの形で吸い上げる。我々として、今こういう賛否両論の意見がある。その中でこの問題について、委員としてはどういう考え方で今後考えていったらいいのだろうか、ということ、前提としてやるべきではないか、という感じがするのですが、いかがでしょうか。

**会長** 私もそう思います。この間2つの小学校を拝見した時に、あの子どもたちの1割足らずは、外から来ていたのかもしれないけれども、ほとんどが学区内の子どもたちで、学校そのものがうまくいっているように私には見えたのです。弾力化しても、例えば親御さんが自分の子どもの通学可能な距離の中で、その地域の学校に入れたいと思えば入れられるし、そう思わない親御さんも、自分の考えている学校に入れられるようにすることは、それなりに全く意味がなくはないと思うのです。意味があると思うのです。ですからそれは親御さんたちにどういう意見があるのかということ、アンケート調査なり、それ以外の方法で調査して、答えを出すのがいちばん妥当な案だと思います。

**委員** 学区域のことについては、私も地元の学校として、魅力のあるものとして、それぞれ生き残っていく道を探るべきだと考えています。2回目の時に発言したのですが、地

域の中の社会教育というものの中で、地元の子を育てるという基本方針みたいなもので、地元の伝統芸能とか、地域の大人たちによって、という方向性が出ているのに、学区域を外すということを考えていくのは、すごく矛盾を感じていて、中学などで越境というか、学区域外の学校へ行くのは、部活動がそれぞれの学校によって条件が違いますので、野球部がない、サッカー部がないというところで選んで、学校を変えるというお子さんがいるというふうには聞いております。あと若干、やはりさっき委員が言っていたように、あそこの中学に行けば、あの高校に入りやすいと。絶対にそんなことはないと思うのですが、そう思い込んでいる方が一部いらっしゃって、そういう動きをなさる。

今、たまたま品川の「プラン21」の資料を手元に持っているのです。小学校のデータしかないのですが、そんなに多く動いてはいないのです。杉並の今日出していただいた資料と大差がないのではないかというくらいの動きしかないわけです。やはり地元の安全を図って、交通の面も含めて、そこに入れていきたいと思うのが、小学生の親の考え方の基本なのではないかと思えます。今の教育委員会は、かなり緩く越境を認めていると思えます。

私の子どもが出ました小学校は、環8を挟みまして、環8の向こう側も私どもの学区域なのに、環8を渡らせたくないという理由で、道路の向こうの方は全員そちらの小学校にいらっしゃいました。お父様やお母様が出ていても、やはり子どもに環8を渡らせたくない。いま道路を渡らないだけの理由で簡単に越境を出来るわけです。その中で、それぞれ学校の校長先生、教員、PTAも、自分たちの学校をより魅力的にするべく、それぞれ努力している。やはり、あそこに行きたいと言ってもらいたいというのが、現場の私たちの考え方だと思うのです。ここの中学に行きたい、ここの小学校に行きたいと、学区域を弾力化しなくても、現場はみんなそれぞれすごくそういうふうに思って、いま努力しているというふうに私は思っています。

さっき委員がおっしゃったように、やはり、地元で元気よく明るく子どもが育っていく環境を作っていくことが基本なのであって、これ以上緩くする必要はどこにあるのか、私もよく分からないなと思っております。委員がいわれたように住民投票か何かをして、本当にそんなことが今杉並で必要なかどうかということをお願い直して、皆さんの意見を聴いてみるくらいのことをしたほうがいいと思えます。品川も、住民が知らない間にこういうふうに決まってしまうと、現場は、「ええっ」という感じだった。特にPTAなどはそういう反応だったというふうに聞いていますので、杉並がこういう形で、少なくとも勝手にやっってしまうなかつたというのは評価できるかなと思えます。

傍聴の方たちにも発言する機会がありますし、私どもこういう席に就いている委員の意見だけではなくて、この間参加させていただいた会議では、子どもたちにどういう学校がいいかなという意見を聞いて、ああ、こんなことを子どもって思っている。それを全部鵜呑みにして、子どもの言うとおりの学校なんか出来っこはないのですが、子どもって、こういうことを考えているのだなというのは、小学校から離れてもう長いので、改めて意外な一面を見せてもらって面白かったです。

今度中学校のほうにもちょっと期待をしているのですが、ある程度年齢がいった子どもたちは、自分たちの学校をどう捉えて、どう勉強をしていきたいと思っているのかというのを、聞けるのは楽しみだなと思っているのです。学区域のことは、中学生の会議の時には是非出してもらいたい。生の中学生の声を聞けるいいチャンスかなと思いますので、その辺は進行してくださる教育委員会の担当の方、よろしくお願いいたします。

**委員** 今、最後のお2人の委員の方の発言の中に、私が言いたいことの大部分が含まれていましたので、繰り返しになる部分は避けますが、私のほうから1つ質問があります。それは、私が現場の状況について大変暗いものですから、弾力化する場合の、従来認められる理由として、地理的な理由、身体的な理由、そこはよく分かりますが、もう1つのいじめというのは、ある学校にいじめがあったからということで、例えばA学校にはいじめがあるから、そこを避けてB学校に入れたいというようなことがある場合、そのいじめというのはどこまで恒久的なものなのか。それがはっきりした根拠があって、Aはいつでもいじめがあって、Bはいじめが必ずないという保証があるのかどうか、現場の状況をご存じの方からその辺を伺いたいと思うのですが、それほどこの理由として取り上げられるとすれば、それは相当恒久的なものであるということではないかと思うのです。

**会長** この間行った杉並第5小のときに、「いじめたことのある人」と「いじめられたことのある人」と言って手を挙げさせたら、10%もなかったと思います。手を挙げるくらいはいじめだったら、おおらかで心配はしなかったのですが、久我山小学校ではほとんど手が挙がらなかったです。もしあるとすれば、相当芸の細かい問題かなと思ったのです。

**委員** 現場というので、現場からお答えします。

例えば中学1年生を比較しますと、小学校から尾を引きずってくる場合です。また、教育委員会でこれはいじめですよと謳っているのは、長期的に精神的、肉体的に苦痛を与えるものです。喧嘩とか一過性というのはいじめに入りませんから、そういった観点からすると、A学校が永久にいじめの学校ということは全くありません。B学校が全く心配ありませんということもありません。ですから、子どもたちの動きによって、他の学校から入ってくる子どもたちとか、いろいろな子どもの関係から、たまたまそういうふうになってしまったということが、すべてとは言いませんけれども、多いです。

いじめがあれば必ず教師が対応しますが、その対応の仕方によっては、ちょっと長くなるかもしれません。しかし、永久ということは全くありません。学校長としてはそういうことはあってはならないことですから、保護者から信頼を得るためには、全くないほうがいいわけです。でも、子どもたちが日々生活していく中で、喧嘩だとかいじめに近い状態というのは、そんなのがもう全くゼロだという学校は、どこもありません。ですから、いじめに関しては、教育委員会も謳っているように、いろいろな条件があるわけです。そういったことからすると、今どこでもという表現は悪いかもしれませんが、教師の見えないところであるかもしれません。見える所でも、喧嘩はあります。

1つ大事な事をちょっとお話ししたいのですが、この制度を学校長としてではなく、一大人として個人的に考えた時に、小学校、中学校はもうここしかありませんよという今までの制度から、いや、ここここが選べますよ、といった時に、皆さんどちらを選びますか。ここしか行く所がない、かつてはそういう制度でした。これから品川とか日野がどういう発展をしていくか分かりませんが、選択権が1つ2つ増えましたよといった時に、親としてはどちらを選ぶでしょうか。その問題だと思うのです。そこに親の考え、姿勢、子どもに対する愛情、将来のこととか、いろいろな要素が入ってきた時に、私は個人的には選べるほうを選びます。1つしか行けない所よりも、大人が見て2つ、3つ選べるのですから、そういうことを考えると、こういう制度はかつてない画期的な制度ではないか。戦後50何年続いた中学校の教育からは、全く考えられません。

**会長** そういうふうに弾力化するとか、ある意味でいうと自由化するということでしょうか。そうすると、教育の専門家としてお考えになって、どういうメリットが出てきますか。

委員 ですから、選ばれる側としては、やはり。

会長 選べるというのは、親御さんのメリットですよ。ただ、教育の立場から見ても。

委員 私は中学ですが、たくさんの生徒が私たちの学校に来たいと言え、それは内心はうれしいかもしれませんが、でも、実際にたくさんの生徒が来た時に、それだけの対応が出来るかどうか。

前回も言ったのですが、子どもたちが楽しく学校生活を過ごすのは、教師なのです。教師がどういう集団にいるか、その問題だと思っているのです。子どもの目線に下がって、子どもたちとやる教師がいっぱいいるのかどうか。それは生徒の多い学校でも少ない学校でも、必ずいると思うのです。

会長 もし制度を弾力化したら、そういう先生が増えるということはないですか。

委員 増えるように努力はしたいですね。学校が大きくなれば、先生の数も多くなるのですから。

会長 ある意味でいうと、競争社会にするというようなものです。そういうことによって先生方の活性化ということに関係するかどうかですね。私はよく分かりませんが、そういうメリットはないですか。

委員 ただ申しわけないのですが、校長にはいろいろな人事権とか、お金や物を動かす力がないのです。私立と違いまして、自分が自由に出来るものがありません。ただ、要望はいたします。そういった中で、子どもたちのニーズや保護者の信頼を得るためには、前から言っているように、子どもが「楽しくて毎日学校に来たい」ということが第一の要素ですから、そういうことを教えらるる教員を、育てるように努力はします。しかし、100%うまくいくということは、ちょっと出来ないでしょうね。

委員 学校の通学区域の弾力化、あるいは指定校の弾力化という問題は、新しい教育改革の流れの中、また規制緩和の進行する社会の中で出てきている問題なのです。ですから、今までの学校の制度を含めた在り方でいいかどうかという問題が、考えなければなら

い課題ではないかと思うわけです。

そこでは学校の特色づくりとか、あるいは特色を持った学校の経営とか、あるいは中学校で言えば選択制の問題の実現を可能にしていく、さらに子どもたち個々の多様性に応じた学習活動を進めていくという大きな課題があります。その課題に向かって、学校がどう変わらなければいけないのか、あるいはどう変わるべきなのかということと、この問題は離して考えてはいけないのではないかと思います。

この考え方から、先ほど変更した理由の中に、ここに挙がっている特別な事情というものほかに、いわゆる学校が住居を基にして決めた通学区域制の学校指定のほかに、今後は子どもたちや保護者・各家庭が選べる立場になった場合に、どういう学校を選んでいくかという、弾力化の視点もやはり忘れてはならないのではないかと思います。先ほど質問をしました。委員もお話をなさいましたように、教育委員会のほうで、今後は家庭や子どもの立場で学校を選ぶとすると、指定校以外の希望を持っている家庭がどのくらいあるのか、あるいはそういうふうを考えている子どもがどのくらいいるのか、どうして区域外の学校を選ぼうとしているのか、その辺が分かる資料があればいいのですが、ないとすれば、やはり実態としてつかんでいただいて、実態を捉えた論を展開していかないと、解決していかないのではないかと思います。

つまり、指定校はもう決まっているから現行のままでいいのだというのではなくて、新しい教育の課題を解決していくために、学校をいろいろな観点から、もう1回再編成して教育内容を考えていく時代に、そして、その方向に合うような学校に活性化していくために、選べる側の者の立場の考えも、実態として捉えて、この区域制の弾力化等の問題を考えていく時期に来ているのではないかなと考えます。私は、アンケートをとって実態に即した考えを進めていくことに賛成です。

**委員** 大きく流れは地方分権であり、規制緩和だと思うのです。規制緩和をしないと、やはり旧態依然たる部分があったりして、活性化しない。学校教育についても同様だと思うのです。

今は、住民自治とか住民主体とかいう時代だと思うのです。学校教育も、当然そういう時代に入ってきていると思っております。つまり、顧客優先の原理というか、税金を払われている区民の皆さんのお考えを、公的な分野でも活かしていく。学校教育も制規ではない、公立学校も制規ではないと、私は当然思っています。そういう中で、学校の弾力化なり、学区域自由選択ということがあるのだろうと思います。ですから、これは

やはり少し時間をかけて検討していただきたい。そのためには委員の方々が言われているように、いろいろな方のお考えを十分把握していただく。その方向は間違っていないと思っております。

会長 大体答えが出たようですね。委員、どうぞ。

委員 いろいろな委員の先生方と共通する部分が多いと思うのですが、まず、とにかくこの杉並の現状を見させていただいて、すごく弾力化しているなと思いました。私自身、私の個人的な経験だけで比較するのは危険かと思いますが、共働きなので、祖父母の住んでいる地域に転校できないかと申請して、却下されたという経験があります。ですから、杉並区だったら大丈夫だったのにと、これを見て思ったのです。

大体、公に考えられる理由というのは、おそらく出尽くしてしまっていて、このほかはかなり個人的な親の考えなどによるものだと思うのですが、この下の表では、件数自体は伸びているのですが、不承認件数というのはどのくらいあるのでしょうか。かつての私のように、申請したのですが、駄目だったという人です。その不承認件数とその理由を知りたいなと思います。そういうものが分かると、実態を把握するのに役立つのではないかと思います。もしついでに調べていただければ、承認件数のほうの内訳も理由として知りたいです。

ですから、そういう資料をいただいた上で、こういう理由でかなり区域外に行かれるのであれば、それでいいような感じがするのですが、もしかすると、そういう不承認の中にこういうのもっと認めてあげたらいいなという理由があるのであれば、もっと弾力化する方向に進めるということも考えうるかと思えます。

もう1つは、先ほどからいろいろな委員から出ているように、選択できるということは確かに悪いことではなくて、いろいろな学校の特色づくりということが行われればいいのかもしいのですが、それ以前に、もし指定区域の学校に通いたくない理由が、先ほどのこととちょっと重複しますが、あるのであれば、もっとそういう意見を汲み上げる機会があれば、その学区域の中の学校をもっとよくするいい機会になるのではないかと思います。現状は、その学校に通いたくない何か理由がある。例えば国道を渡っていくのが危険だというなら、安全に渡れるような社会施設を作っていけばいいのではないかと思いますし、何か理由があって、それが改善可能であれば、もっとそういう意見を聞けば聞くほど、よい学校づくりが出来るのではないかと思います。そういう

不満とか何かを持っている、批判的な意見を持っている人は、さようならというのではなくて、そういう意見を聞いてこそ、現状の学校をもっとよりよいものに作っていいのではないかと思うのです。

ですから、先ほどから出ていますが、前回か前々回の話合いでも「学校と家庭、地域の協力」ということがありました。それはまさに、そういういろいろな地域の方々のご意見とか、家庭の意見を汲み上げる、何かそういう機会がもっとあれば、実際の区域をどうするこうするという話以前に、いろいろな面で活かしていいのではないかと思えます。

**会長** 教育委員会のほうからご説明をお願いします。

**学務課長** 不承認件数ですが、窓口のほうで集計しているものではありません。最近の不承認件数はあまり多くはありません。ただ理由としては、先ほど委員が言っていたような、例えば部活動ですが、今はこういうものは認めていません。あの学校はその部活動がいいからというケース、あるいは学校は本来選べるべきではないか、ということで、その信念に従って、私はこの学校に行かせたいという、そういったケースが、最近の例では出ています。いずれにしても、件数としてはあまり多いものではありません。

資料ということもありましたが、例えば12年度の内訳の数字でいきますと、近い将来転居予定とか一時的な転居が14名、共働きの家庭の事情が30件、交通上の安全確保が13件、その他の区教育委員会が認めたものというのは、131件ということで非常に多いのですが、この中のいちばん多いものが、精神的な不安という形で78件程度、また兄弟姉妹関係、これは上の子が指定変更を認められて、その後も引き続き行くというケースになるのです。

先ほど説明した資料の中で、いじめという形で具体例を出しましたが、いじめそのものは、例えば平成12年度の小学校の新1年生は1件ということで、どちらかというといじめまではいかないで、何らかの形で精神的な不安ということですが、具体的な窓口で本当かどうかというのはよく分からないのですが、私どもとしては、あくまで保護者が申請してきて、それがある程度入学の時期で信頼性がおけるということであれば判断しているのですが、そういう中で、最近聞く例では、特に幼稚園とか保育園の段階でも、あの子が行くのならちょっと困る、というようなケースは結構お伺いします。

通学路のような部分については、調整区域というか、特別区域のような形で持ってい

ます。そういった形での申請も受けていますが、たしか件数的にはそれほど多くなかったと思います。小学校、中学校とも、10年度くらいでも、総数の中の22件程度だったと思います。ですから、中学校で19%くらい、小学校で15%くらいです。また、通学路の安全の関係については、いろいろな形で工夫したり、特に小学校は通学路の安全に関する規則を持っていますので、そういったことをしていますが、やはり大きな公園の横を通るなどということが、どうしても残ります。そういったことで、通学路の関係で認めざるを得ない、というケースは結構出ています。そんな状況です。

**委員** 基本的に制度が確立してしまうと、その制度はなかなか崩せません。ですから、今のこのような時代の流れとしては、私は個人的には、選べるということに関してはいいことだと思います。ただ、選べる基準をどこにおくか。小学校は大変難しいと思います。先ほどから言い続けているように、小学校に就学時前の児童が、それだけの判断力があるかということですが、私はないと思います。やはり親の考え方、友達の関係、そういったものが大変大きいのではないかと。私は中学校ですから、中学生のほうから話をさせていただきますが、中学校の場合にも、多くの学校がどなたでも結構ですよと、学校を公開しているのです。

杉並区に23校ありますが、おそらくほとんど全校に近い学校が、学校を見に来ていいですよ。各校長はそれを謳い文句にがんばっているのが、実情だと思います。また、それぞれ特徴のある教育方針、教科指導を工夫されています。工夫していない人もいるかもしれませんが、工夫しているように努力しています。ですから、私が言いたいのは、選ぶ時に、もっと学校へどンドン見に来てください。中学校を選ぶのであれば、中学校は誰でもいいと言っているのです。地域の方も、小学生ももちろんOKです。親もOKです。親がそれを自分の目で見て、子どもが自分の目で見て、耳で聞いて、判断してくれば、もう数の問題ではないと思っています。

**会長** どうもありがとうございました。弾力化の話は、やはり区民のご意見をアンケートなりの調査で調べて、それに基づいて最終的に決めるのが、今日の我々懇談会としては、いちばん妥当だと思います。もし先生方の中で、そのアンケートを作って出す時に、こういうことを聞けとか、こういう聞き方をしろとかいうご意見があれば、教育委員会のほうへ出していただいたら、早急にそれを取り入れて、考えるようにしたらどうでしょうか。教育委員会のほうはそれでいいですか。

**参事** 今、アンケートのお話がありましたが、区民の方というよりは、保護者の方にアンケートをとったらいかがかと思います。品川の例ですと、中学校の1年生に入る前の子どもということで、小学校6年生の保護者に、どういう考え方があるのかというのが1つあります。また、品川では新1年生の保護者というのは難しいということで、すでに入学している1年生の保護者の方に、もしそういう制度があったら選んだかどうかというアンケートをとっているようですので、その辺が参考になるのかなと思います。

**会長** 私の間違いです。当然保護者です。

**参事** アンケートをとるのも、この懇談会がその資料を求めるという形で、懇談会名でアンケート調査をするという形がどうかと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

**会長** それでは、懇談会としてご意見を伺う。したがって、早急に委員の先生方からご意見を出していただいて、それを早急にまとめてファックスか何かでやりとりして。

**参事** そういことでしたら、私どもの事務局のほうで会長と意見交換をして、その素案を作って、それを各委員にお示しをして、大体そういうような内容でいいのではないか、という確認ができれば、それをもって保護者宛へのアンケートという形でどうでしょうか。

**会長** いかがでしょうか。ようございますか。では、そのようにさせていただきます。

それでは、「学校評議員制度の導入」のほうに移りたいと思います。私は子ども教育委員会の設置ということで、ある意味でいうと、子どもの集会をやっていますから、それも1つのやり方だろうと思いますが、これらについて、ご意見をいただければと思いますがまず、学校評議員制度はいかがでしょうか。

**委員** 私は、この制度は大変よいことだと思っています。

かつて学校が閉鎖的であったとか、見えなかったとか、何かを言っても意見が反映できなかったとか、聞き入れてくれなかったとか、いろいろさまざまなことがあったと思います。それを打破するのが、この学校評議員制度ではないかと思っています。

もう1つ、教師の資質とまでは言いませんが、気持や考えを変えるのも、この制度な

のかなと思います。お互いに中に入っていった指導はするのですが、なかなか聞き入れてくれない部分がある。しかし、外からの声に対しては、教師は非常に敏感です。例えば地域の人とか、学年が違う保護者であるとか、もちろん自分の学年も結構なのですが、そういった外からの声に対して非常に敏感であり、直そうとする意欲が見られます。

そういった観点からすると、この学校評議員制度については、まあ、悪い部分もあるのかもしれませんが、概ね私は大賛成であります。私一人の力で変えられないところが、地域の皆様、評議員の皆様によって、学校が変わっていく可能性が大である。私はそう考えています。

**会長** どうもありがとうございました。ほかにご意見はありませんか。

**委員** 私もこの学校評議員制度はすごく楽しみにしてしまっていて、早くこういう制度を発足させてほしいと思っているくらいなのです。

校長先生、教頭先生というのは、今までも地域の中にどうしても飛び込んでいかなくはいけない顔を持っていましたが、学級経営をしている担任の先生というのは、どうしても教室、学校内の中に止まってしまおう。でも、こういう制度が出来ることによって、一人ひとりの資質が問われるというところが、教室、それぞれのクラスが活性化していく方向に動いていくのではないかと思います。

東京都中学校PTA協議会のほうで、東京都の学校評議員制度を先に実験的にやっていたという、芝の大門中の報告を伺ったことがあるのですが、その際に、地域の顔役というとおかしいですが、そういう「お偉い方」ばかりではなく、その学校の卒業生を2名入れている。自分の出た学校で、今、自分たちはどういうふうに使っていたか、みたいなのも取り入れて、より年齢の近い、それでいて考えもしっかり持てるようになった卒業生の意見を聞きながら、そういう評議員制度をやってみましたというご報告で、杉並でも1日も早く始まってほしいなと思っています。

**委員** 私事で恐縮ですが、本校では昨年度から、「学校運営協議」と言っていますが、その制度を始めました。試行的にやったわけです。最初、地域の方の声では、「随分こんなふうに関わっていいのですかね」という声も聞かれました。学校に地域の方が入ってきて、そういう会議を開くということです。考えられなかった時代が来たのかなという印象を持たれたと思います。1年目は、まず1回目は授業を見ていただいて、現在

の授業の感想を言っていただく。そして、私たちの学校がこんなふうに行っているということの、助言まではいきませんが、聞いていただく、分かっているというような段階でした。そのことに沿いまして、私たちの学校が、自分の評価をする、自己内評価で5段階ぐらいの評価をして、まず自分たちの大きな目標、約束事がどうだったのかを評価しました。

今年度は、先ほどお話がありましたように、授業を通した学校公開をすることになりまして、学校公開で地域の皆さん方にも授業を見ていただく、学校のいろいろな施設、設備を見ていただくというふうにしまして、町会にもこの学校公開のお知らせを流したわけです。まだ1年目でしたので、そう多くは来ていただけませんでした。そういう中で学校評議会を行いまして、学校の悩み、学校の抱えている問題、不登校なども出てきましたし、私たちが困っていることを地域の皆さん方にも投げかけて、何とかして地域の力を得て、地域を素晴らしいものに一步でも前進できないかという、こちらからの投げかけもしたわけです。ですから、双方向での開かれた学校というか、地域に根ざした学校を、今後目指していきたいなと思っています。これは新しい時代に即応した制度ではないかなと思っています。

**委員** 私も学校評議会の設置を、是非早急にお願いしたいと思っています。ただ、学校評議会のメンバーに、どういう方が入られるのかなというところで、学校評議員制度が活きもするし、そうでない場合もあるかなと思っています。今までも、中学校単位では地域教育連絡協議会というものが置かれて、意見交換の場からさらに突っ込んだ協議の場として、昨年から設置されていると思います。

**会長** それは各校についてですか。

**委員** はい。それで今度は小学校の単位で、または1つひとつの中学校の単位で置かれるということで、地域教育連絡協議会とどう違ったものになるのか、というのがまたちょっとよく分からないのですが、小学校の立場だけから考えておりましたら、確かに小学校には今そういう制度が全くありませんので、非常に画期的なものだと思っています。どういう方がという話になりますと、小学校にも評議員制度ではないのですが、地域の方のお話を伺うような機会はいっぱいあるのです。

そういう時に、学校のこと、またあまりにも子育てから遠ざかっているような方にお

話を伺おうとしましても、全く噛み合わない時もあります。どういうメンバーを選ぶかというところから、これで学校で格差が出てしまうのか、それともある程度統一した、どういうメンバーを入れてくださいというものを示した制度にするのか、学校長の推薦ひとつということになると、随分学校の格差も出てしまうかなというところになるので、そこが一番気がかりなところですよ。やはり、その中には何ととっても保護者の意見をいちばん反映させていただきたいということと、学校の運営に関して意見を述べるということで、その範囲ですが、例えば今までPTAではなかなか出来なかった人事権みたいなことに関して踏み込んで、ものが言えるようになるのか。その辺を期待しています。

**会長** 中学校の協議会には、どういう方が選ばれているのですか。

**委員** 中学校の場合ですと、中心になっているのが、その中学校に進学する小学校の関係者です。校長か教頭、その学校のPTA関係者、その学校の学区にある町会の代表者の方、青少年育成にかかわる方、どんどん広げていきますと、その地域内にあります幼稚園とか高校とか、広げたら、もう本当に広げることが出来るのです。それは結構柔軟に、その連絡協議会の方たちの話合いによって、広げていると思います。

私の所ですと、地域内に図書館がありますから、図書館の方にも入っていただきますし体育館がありますので、体育館の方にも入っていただきます。ただ、声をかけても皆さんが来てくださっているかということ、実は残念ながら、やはり小学校、中学校関係者、PTA関係者が中心であるとは思いますが。

**会長** ほかにどなたか、ご意見はありますか。

**委員** 委員を置くことはいいと思うのです。アメリカなどは、私立の学校はみんな学校運営委員会があります。

学校の教育内容や制度までかかわった運営を、普通の父兄というか、保護者、そういう人たちも入れて話し合うということは、例えば保護者が大学の教育学部4年を出たとしても、教員の現場にいない人というのは教育のアマなのです。たとえ短大を卒業しても、教育の現場、例えば小学校に5年、10年いたら、教育のプロなのです。そのプロとアマとが教育内容、制度について話し合うというのは、ちょっと納得いかないのです。

ただ、これからは学校教育の中に、体験学習というふうに、学校外で行う教育が随分

入ってくると思います。そういう時に、地元の人たちの代表が出て、一緒に話し合う。例えば極端な話、運動会もそうです。学芸会もそうです。自然体験学習もそうです。それからまた、いろいろな生活体験があると思いますが、そういう方面を、学校の先生が力がないものだから、それを補助する形の運営委員ならいいかと思いますが、教科書を使う教育まで、そういう地元の人たちの話を聞いてやらなければいけないような学校だと、本当は学校の意味がなくなってくると思うのです。学校の先生には出来ない、それだけの能力を持っていない部分を補うための、地域の人たちの知恵、力を借りる。そういう委員会であってほしいと思います。

**会長** 貴重なご意見ですね。ほかにご意見はありませんか。

**委員** 今、委員が言われたように、当然です。私は全くそのとおりに考えています。

ただ、それではプロがすべて正解かということ、そうではないのです。今の小学校、中学校の先生方を見てください。みんなプロです。それなりの教育を受けて、教壇に上がっているわけです。そのプロが、いま批判されています。あの先生はああだ、こうだ、そういった声をすべて聞いて、すべて受け入れるということではないのです。そういう聞く機会を持って、取捨選択しながら、私たちはよりよい方向へ、子どもたちのためにやっていこうというのが、この制度の原点ではないかと思います。

また、いま言われたように、教員が出来ない苦手な部分を、人材といった形で外からサポートというか、力添えを得るのは、今は当たり前前の時代になってきていますから、そういう人材も確保しながらやっていく。ですから1つのことだけではなく、2つ、3つ、いろいろ要素はあると思います。すべて言うことを聞いて、それをやっていくということではなくて、その中からちゃんとした方向性を持ってやっていくというのが、いいのではないかと考えています。

**委員** この制度のいちばん大事な点は、学校が子ども、保護者並びに地域社会の方々を含めまして、信頼される学校にならなければいけない、ということです。その場合、学校のリーダーたる校長が、自主的・自律的な学校経営を進めるかどうかという問題が大きな課題になってくると考えます。そのために、適切な学校運営を進めていくことが重要な要件だという考え方が、基になっていなければなりません。それがなければ、ただこの制度を導入しても、学校は周りの方の意見を聞くだけで、そのとおoryればいいのか

という考え方になってしまい、これは全く反対のことで、この趣旨が壊れてしまうのではないかと思います。

この趣旨の特徴を一番端的に表しているのが、この図のいちばん下の部分なのです。学校評議員制度というのは、学校外の方々の意見を個別に、あるいは委員が集まって委員会という中で、校長が聴くための仕組みです。それによって保護者や地域の方々の意向を把握したり、反映したりして、学校運営にそれを活かすという側面もあるでしょう。そのほかに、保護者や地域の方々からの協力を得るという側面もあると思うのです。また、その機会に学校としての教育方針とか教育計画を、しっかりと説明をして理解を深める。こういう大事な役目があるということです。そのところをしっかりと踏まえて、この制度を活用していくことが、学校の活性化につながっていくのではないかと思います。そこを根底にして自覚しながらこの制度を進める必要があるのではないかと考えます。

**会長** ほかにどなたかご意見はございますか。

**委員** 委員の話されたことはよく分かるのですが、今、杉並だけではなく、日本の教育で一番問題なのは、先生に自信がなくなっていることなのです。杉並区で「杉並の教育を考える会」というものを小学生がやるというのを見た時に、非常に憤慨したわけです。小学生から、教育について話を聴くという、その大人、学校の先生、教育委員会の自信のなさ、これが問題ではないかと思います。学校の先生がプロとして、子どもたち、例えば小学生を教えるのに力がなければ、教育委員会がその先生にどう力をつけさせるのか、また校長がこれからは権限が強くなりましたから、校長が自分の配下にある先生にどういう知識、知恵を習得させるのか、それは考えてほしいと思います。

もうすでに私たちは10数年前から文部省の教育助成局と話し合っ、「自然体験学習指導者養成」をしているのです。皆さんの手元にもチラシを出しております。10数年前には教員が社会体験をするのは1年だったのです。10年ぐらい前から、半年になりました。7、8年前からは3カ月になりました。4年ぐらい前から1カ月になったのです。ところが、今は4泊5日でもいいわけです。実は、この授業は教育委員会が認めれば、教員の社会体験の実績になるのです。私は杉並区に住んでいますので、杉並区の教育委員会にはいつも渡して「どうぞ、どうぞ」と言うのですが、1回も参加したことがない。ほかからは教員も参加しています。

教員は知識、技能は確かにあると思いますが、今の30代半ばから下の先生方は、人間的、社会的自信が少ないのです。そういう形で私たちが育ててきたわけですから、これはやむを得ないと思います。その人たちを教員として質を高め、人間としてより高めていくためには、教員になった後の講習会、研修会がいろいろななければいけないのです。教育委員会が出している教員の研修というのは、ほとんどプログラムの習得なのです。理屈、知恵ではなくて、ノウハウ、プログラムを習得するため、そこにはいっぱい集まるのです。そのプログラムを持って帰ってやっているだけ。そのやっている先生が、これがどういう効果があるか知らない。自信がなくて、技術だけでやっているわけです。それでは、子どもたちは学校の先生を見習って、ついていくことはしないと思います。

また、教育委員会なり、我々大人が、小学生から「杉並の教育をどうするのだい」と聞けば、大人の自信のなさの裏返しになってしまうのです。子どもは言いたいことを言います。正直言って、12歳ぐらいまでは半分動物です。社会人にはなっていません。その人たちの意見というのは、非常に本能的なことを話します。それを、彼らからどんどん聞くと、私も実はそうだったのですが、「ざまあみろ」ということで、大人や親や先生の言うことを聞かなくなってくるのです。そんなこともありまして、どうしても自信のある先生を培っていくためには、教員になっても、学校外のこうした体験学習なり、講習を、いい所を選んで参加させてほしいと思います。

うちの教育は、文部省の団体ですから、早くから初任者研修も兼ねて、昭和59年からこういうように教員養成の、そして教員になってからの授業をしているのですが、なかなか教育委員会がそれを認めてくれないのです。実は、東京都の教育委員会がOKなら、これは免許切換えの講習になるのです。しかし、東京都の教育委員会はこういうことを評価できない。これからは大学卒業だけでは立派な先生になれませんから、教育委員会が教員を採用する時に、浪人制度をとるのか、採用した後はどう教育するのか、これは教育委員会が真剣に考えていただきたいと思います。何度も言いますが、教育の制度や内容が大事なのではなくて、人が、子どもが大事なわけです。そのためには時代に即応して、制度や内容を変えていかなければいけないのです。教育委員会がまだそういう新しい社会、新しい環境に向かって進んでいない、非常に遅れている感じだと思います。

だから、品川区がどうのこうのではなくて、今、これだけの知識者と知恵者が集まっているわけですから、確かに多くの人から意見を聴くのもいいですが、これだけの人が、まず、杉並区の子どもを元気に明るく育てるためにはどうするのかという意見をどんどん

ん出しましょう。それをしないと、目的が見えてこないのではないかと思います。今度の委員のこういうのも、子どもに元気になってほしい、学校でよく学んでほしい、そのためには学校運営をよくしてほしいために出来ているわけでしょう。教員に自信がなかったら、教員に自信をつけましょう。教員に自信、力がなかったら、子どもは元気に明るく育ちません。そこをみんなで考えましょう。

**委員** 現場からちょっと反論をさせていただきたいのですが、確かにいろいろな教員がいますから、先生が言われるように、十把一絡げには教員を評価していただきたくないというのが第一です。中には、やはりもう少し勉強し直してほしいとか、もう少しバイタリティを持ってやってほしいとかいう資質の人もいることは確かですが、公立、私立、いろいろな所を見ていまして、おしなべて先生方は一生懸命やっているのではないかと。あまり教師叩きをしないほうがいいのではないかと。むしろ自信を持ってやってくださいという立場に立つべきではないかと、私は思うのです。

近ごろいろいろなことが起きますと、マスコミはよくいろいろなところを叩きます。叩く中ではい上がってくるというのも、1つの方法かもしれませんが、委員にもこの間言いましたように、教員というのはやる仕事が多すぎるのです。その中で、これもやりたい、あれもやりたいと言っているけど、それがなかなかやり切れない。ですから、是非家庭や、委員の方々がやっているような、地域とかほかの団体のほうからのお手伝いをいただきたいということを、常々私はこの会議に来てずっと言い続けております。

我々学校にいる者としては、我々が主体であってそこがしっかりしていなかったら、やはり駄目だと思います。この評議員制度をやったとしても、いろいろなアドバイスは聞くけれども、いろいろなことをやるけれども、主体的に作っていくのは、やはり学校が心棒で、そこは常にアドバイスを得ながら、協力を得ながら、連携しながらやっていく。ただ心棒だけは少なくとも学校であるということには間違いはない。そこを失うと、またとんでもないことになり得るということもあります。ですから、教員の中においても、一生懸命やっている人たちを大いに評価しながら、そこを中心にして、なおかつ現場の教員がなお一層元気になって、本当にやりたいことを出来るようにするためには、周りがどういう形で応援してあげるのがいちばんいいのか、という観点に立って、是非我々を見ていただきたいということでございます。

**委員** 委員のおっしゃることはそのとおりです。これだけの、現場の公立学校と小学校、

中学校の校長先生もいる、委員は私立だから、教育委員会と直接拘わっていないと思いますが、これだけの人がいるのです。教育委員会もいるのですから、そういう現場の不平等・不満を、こうしてくれ、ああしてくれと言いましょ。そうして、子どもたちを明るく元気に育てるにはどうすればいいのか、意見を言えばいいではないですか。

**委員** 今日は4回目ですが、私は小学校の立場では何回か、お話をしてきたところです。多分、委員もいくつかの部分ではお分かりになっている。もう1つ、子どもの意見の表明ということです。私は21世紀なんて大きなことは言いませんが、やはり杉並にこれからも育ってほしい、住みついてほしい、杉並を自分の故郷としてほしいという、私たち学校関係者は願いを持っているわけです。教育委員会も願いを持っています。そういうために、この教育懇談会があると思うのです。

先ほど会長も、大変子どもらしい、ユニークな子どもたちの表現で驚かれていましたが多分、実現不可能な部分もあるのですが、いや、もうちょっと経ったら実現が出来るかもしれない。私たちの小さいころのトイレを見てください。学校のほうが若干遅れている部分はありますが、あんなトイレが出来るとは自分の小さいころは夢にも思わなかった。これが進歩ではないでしょうか。たとえ6年生であっても、これがすぐ中学校に行くのですから、短期間であっても、人数が少なくても、その子どもたちの願い・夢を聞くということは、大変大切だと思っております。

**委員** 今、日本の教育で一番問題になっているのはそこではないですか。我々は技術的、文明的なものに押されてしまって、人間性、社会性を失っているのではないですか。

我々は昭和20年代と今日と、人間性の本質はほとんど変わっていません。ただ、文明現象が随分変わっている。それに我々は操られて、現象に迷ってしまって自信を失っているのではないですか。ただ、トイレが水洗便所になったから、これでいいのですか。確かにいいでしょう。生活は楽になっています。それで失っているものはいっぱいあるではないですか。そこも考えてください。

だから、何より私が言いたいのは、確かに子どもから意見を聴いたり、夢を聴くのは大いにいいのです。ただ、子どもに対して「杉並の教育について考えましょ」ということは、中学生以上はもう自我の覚醒ができていますから、いいと思います。12歳ぐらいまではそれだけの力がないと思います。それよりも、はつらつとした元気な大人の姿で、こうしょ、ああしょ、こうだせと。たしか昔はトイレは水洗ではなかった、

汲み取りだと、臭かったよと、そんな話を大いにすればいいではないですか。そこで失ったもの、しかしそのよさ、これを先生が自信を持って話せばいいではないですか。文明の発展だけがすべてではないはずですよ。いま我々が教育の中で問題にしているのは、そこではないですか。私も昭和20年代から知っていますが、確かに社会は変わってしまいました。価値観は随分違います。しかし、人間そのものは本質的には変わっていません。そこを見ましょう。

**委員** 委員は小学校に行かれたことがありますか。

**委員** あります。

**委員** 私も仕事柄、よく小学校の授業参観などに出かけるのですが、そういう時の子どもたちの生の発言を聞いていると、自分が失ってしまった、鋭い感受性とか、はっとさせられるような発言に、妙に感動してしまうようなことがよくあるのです。子どもが成長して大人になるのではなくて、これは受け売りで、デューイが言っていることですが、大人が子どもを見習って成長しなければならない面というの、たくさんあると思うのです。いろいろな社会に対して持っている認識とか知識では、それは大人のほうがたくさんありますから、子どもにそういうのは、元気な大人を見習ってほしいと思いますが、私たちが子どもを見習わなければならないことも、いろいろあると思うのです。だから、一概に12歳以下の子どもの意見を聴いても仕方がないというのは、ちょっと言いすぎかもしれないと、端で聞いていて思いました。

学校評議員制度に話を戻してもよろしいでしょうか。いろいろな委員から、この制度は素晴らしいので、是非やっていただきたいということでご意見がありましたが、私としてはもう一歩進めてはいかがかと思えます。この学校評議員制度というのは、学校教育法施行規則で定められていますので、日本国中、いろいろな地域で実現されていくと思いますが、気になるのは、こういう話合いが校長の求めに応じて行われたり、委員が校長の推薦によって決められるという点が、今1つ。評議員制度としては、これはこういうふうになっているから仕方がないのです。でも、この際、杉並では別に校長が求めなくても、意見を述べに行っているとか、校長から推薦されなくても、PTAが推薦した人が選ばれるとか、もう少し一歩進めた会を設けて、定期的に必ず会合を開いて、お互いの意見交換をすとか、そういうことをしてはいけないという法律は、おそらくな

いと思うのですが、いかがでしょうか。

**会長** 学校評議員会として、会長は全く校長先生でない方になってやっても、私はいいのではないかと思います。これは文部省の規則でこうなっているわけですか。

**参事** そのとおりです。

**会長** 杉並区としては、一步拡大するというふうに考えるのもいいかと思うのです。そろそろおしまいにしたいと思うのですが、折角おいでになった傍聴の方から、二方ぐらい、ご意見はございませんでしょうか。

**傍聴 A** 私は久我山に住んでいます。子どもは小学校、中学校、高校も杉並区内に通っております。今日のお話の中で、評議員制度の中で委員の方が、「メンバーによってその制度が活きるかどうか決まってくるのではないか」と言われましたが、全くそのとおりだと思うのです。だから、ちょっと画期的な方向でやってほしいということと、それと全く同じ方向性のことなのですが、学校選択制のほうにアンケートをとるということが決まりました。教育長と会長のほうですということなのですが、アンケートというのは私も何回かやったことはありますが、必ず質問によって結果が方向づけられてしまうのです。これは非常に危険を伴いますので、ダイレクトに学校選択制が賛成か反対かの前に、より現状が1つでも多く浮き彫りにされてくる、書きやすい、答えやすい質問を是非、まずお二方で練るのなら、そこをしっかりと練っていただいて、しかもそのチェック機構として、今日いる委員の方々、しっかりと現状が浮き彫りになるようなアンケートを作ってほしいと強くお願いしたいと思います。

**傍聴 B** 私は区内の小学校で教員をしております。今日は本当にさまざまな立場からのご意見、ありがとうございました。大いに参考にさせていただきたいと思います。

私がお話をしたいのは学校選択の自由化ということで、そのことと地域に生きる学校ということで、この委員の中で二人の委員がおっしゃったような、今のままでよいのではないかという、親の立場からの意向というのを十分尊重していただきたいなと思います。私が行っております小学校は、本当に地域で作っている学校だなというのを日々、今年初めて行ったものですから、特に実感しています。10学級という非常に小規模な

学校ですが、私が行って驚きましたのは、例えば運動会ですが、子どもの数の何倍も親御さんたちが見えます。子どもを学校に入れていない地域の人たちもたくさん見えて、一緒に運動会をやっているのです。

また、私は1年生と一緒に遠足に行きました。遠足から帰って駅へ降りて歩いてくる途中で、商店街の方がみんな外に出て、「お帰りなさい」と、声をかけてくれるのです。そういう学校で、本当にいい学校だなと思っているのです。そういう中で、学区域の自由化というのは、例えば品川のように4つの区域に分かれて、いろいろな所から子どもたちが学校に通うということになりますと、地域の学校というのは、文部省でもそう言っていますが、一体どうなっていくのかなというのが、非常に心配になります。

やはり、その辺りです。本当に地域に開かれ、地域に支えられる学校というのは、どうしていったらいいのかということでは、今の学区域制度がいいかどうかは、いろいろと公園の近くだとか、そういう内容については、具体的に改変する必要はあるかもしれませんが、本当にそれが大事なのではないかと。しかも、いま通学について安全が本当に保障されているかどうか。学童クラブなどに行っている子どもが、夜6時、そういう遅い時間に暗い中に、しかも自分の学区域の外の所まで通うということについての安全面などについても、お母さん方は非常に心配なさるのではないかなと思います。是非、その辺はよろしく願いいたします。

**傍聴 C** 中学校に子どもが行っている父親です。

4月12日に第7回の教育委員会があって、その会議録を読んだのです。それに関連して、質問と意見を言いたいと思います。

まず、どういう議論がされたかということ、問題点分かるような所だけを抜き書きしてきましたので、読みます。

ある教育委員の方のご意見が最初です。「今回の中心となる議題は学校自由化選択制だと思う。学校選択の自由があるのは、外国ではイギリスだけだ。自由化が始まってからイギリスで起きている様々な問題というのは、学校選択にすれば教育がよくなるということではない、ということを示している。その意味で、あくまで慎重に。動き出してから後に戻ることがないように、外国の事情もよく調べた上でやってもらいたい。先に自由化の結論を(区長部局と教育委員会事務局だと思われませんが)、結論は内心決めて、それに懇談会を強引に引っ張っていくという運営はやめていただきたい。それは行政のモラルだ。行政というのは、やはりいろいろな人の意見を聞いて、中庸な運営をするこ

とだと思う。そこは十分注意をして、運営をしていただきたい。」

次に、この意見の後に別の教育委員の意見でして、「その意味でも問題になるのは、懇談会委員のメンバーではないか。海外の教育事情に通じた人、教育学と教育システムの専門家の方が選出されているのかが、非常に大事だと思う。各国の教育、特に学校教育について、実際と理論との両方をご存じの方が、やはり1人はいないとまずい。失敗してからでは遅い。」

それに対して、教育委員会の事務局の方が、こういうふうに答えておられます。「ある委員は海外にも出て、その国の青少年とのかかわり、活動をされている。教育委員の言われた内容と同じ思いを、私どもが訪れた際に語っておりました。」これを受けて教育委員が、「懇談会の設置方針というのは、教育長名で決定しているのか。例えば設置方針の目的として、『学校の自由選択制云々』と記載されているが、このような具体的なことを方針の中に記載するということがいいのだろうか、という疑問がある。むしろ具体的に記載することがミスリーディング、誤って導くことになるのではないかという気がする。」という意見を述べておられるのです。

これで質問と意見を言いますが、まず、教育委員会の会議録です。これは教育委員会の事務局の方と教育委員の方のやりとりがあるのですが、最初に言いたいのは、今日学校選択の問題と評議員会の問題が議論されましたが、最初にこの懇談会を設置するための、どういう目的でどういう理由で設置するかについて議論がされた中で、教育委員会の事務局の説明は非常に不自然なのです。はっきり言って、教育委員会の事務局の方は、具体的に問題提起するものは何もありませんと言っているのです。しかし、何もないと何でしようから、例えばこういうものがありますよということで、列記されている最初に、学校選択の問題と学校評議員会の問題が出てくるのです。これに対して、先ほど言われたように教育委員の疑問や質問が出ているのです。

だから、先ほど学務課長が「学校選択で、学校が活気づくと思う」と言われました。小学校のPTAの代表の方から「何か私たちの分からない意図があるのか」という質問に対して、私の個人的な意見として言われましたが、そういう話は、4月12日の教育委員会の場では、教育委員会の事務局の方から何1つ説明されていないのです。例えばこういうのもありますよ、というだけの例示です。だから、非常に不自然で、その辺が不可解でおかしいということです。

もう1つは、教育委員のお話の中にありましたが、イギリスの例です。教育委員長職務代理の先生のお話だと、イギリスの例をよく調べて、検討するのが大事だと問題提起

されていますが、前にいらっしゃる方で、そういう事情に通じた方がいらっしゃるのでしょうか。教育委員会事務局の方にもお尋ねしたいのですが、きちんとそういうことを調べて選出されているかどうかです。この会議録を読む限りでは非常に曖昧で、その辺が納得できないということです。

最後に、先ほど会長が、学校評議員の問題で「文部省の規則はどうなっているか」とお尋ねになりましたが、いちばん最初に区長は「地方自治法が改正されて、独自に出来るのだから、杉並独自のことを考えてやっていきたい。」と言われたのですから、委員が言われましたように、一步進んで、文部省の規則はどうあるかと、文部省の問題提起は校長が推薦するようになっていますが、もっと民主的に、いわゆる地域住民の人たちの声がよく反映されるように選出を考えることは、区長の考え方にも沿っていると思うのです。最初の問題提起で、地方自治法が改正されたのだからやりたい、ということですから、文部省の規則がどうなっているかということは、全然問題にならないと思います。ですから、そういう点をよく考えて、これから検討していただきたいと思います。

**会長** どうもありがとうございました。

それでは、まとめに入りますが「学校制度の人間化、学校の開放化について」ということについては、今いろいろな委員、また最後に貴重なご意見もいただきましたが、そういうご意見を踏まえて、学校の子どもたちの保護者にアンケート調査をしていただく、ということにしたいと思います。学校評議員制度の導入は、大方の委員のご賛成があるようですので、是非、その制度の実現化に向けていきたいと思います。特に杉並区として、若い区長の下でありますから、もう少し踏み込んだ新しい制度を作るということは、非常に意味があるのではないかと思います。

それでは、次回第5回は7月31日(月)、6時半からですが、その次の第6回の日程を決めたいと思います。事務局のほうからお願いします。

**副参事** 事前に照会をしましたが、今一番が多かつく日というのは、今日は委員が一人欠席で、体調が悪いということで今日本人と連絡がとれなかったのですが、29日、30日が、その委員を除いてお1人だけのご都合が悪いということです。28日の月曜日も同じくお1人だけのご都合が悪いということで、8月の28(月)、29(火)、30日(水)のうちどこかでと思いますけれども。29日に都合が悪い委員がいるとなると、30日がいちばん出席の方が多いということになります。

会長 30日にしましょう。どうもありがとうございました。それでは、この会を終わらせていただきます。長いことありがとうございました。